

一般廃棄物収集運搬処理業務仕様書

1 業務名 一般廃棄物収集運搬処理業務

2 施行場所 名取市手倉田字山無番地
地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立精神医療センター

3 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

4 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等諸法令の規程に基づき、当該施設等が常に正常な状態において、その機能を保持するため、生活系のごみ及び行政の施設で処理可能なごみに限り定期的に一般廃棄物の収集運搬処理を行い、その環境の保護と施設の保全を図るものである。

5 監督

収集運搬処理業務を履行するにあたり、発注者の選定する監督員の指示監督のもとに、関係法令等を遵守し当センターの業務に支障をきたさないように履行するものとする。

6 報告

収集運搬処理業務終了後は、その都度、発注者に報告するものとする。

7 収集処理

(1) 発注者は名取市指定の可燃物用営業用ごみ袋、並びに不燃物（リサイクル）用営業用ごみ袋を事前に受注者より購入し、定められた収集日に指定集積場所へ排出するものとする。

(2) 一般廃棄物の収集運搬処理については、受注者は毎日1回以上回収できる体制を確保すること。ただし、岩沼東部環境センターの非稼働日を除く。

(3) 収集運搬処理日は、事前に発注者受注者協議のうえ、発注者の指示による日時に行うものとする。

(4) 発注者の委託する廃棄物の年間予定数量は次のとおりである。

可燃物： 18,000枚

不燃物（リサイクル）： 2,000枚

8 料金

発注者の委託する廃棄物の収集・運搬・処分に関する手数料及び消費税については、営業用ごみ袋購入時の金額に含まれるものとする。

9 その他

受注者は、当該収集処理に障害が発生した場合、受注者の要請により速やかに適切な処理をするものとする。